

東京都消費者被害救済委員会
平成28年度総会

平成29年2月6日（月）

東京都消費生活総合センター 17階 教室Ⅰ・Ⅱ

○村会長 ただいまから「東京都消費者被害救済委員会平成28年度総会」を開催いたします。

初めに、事務局は定足数の確認をしてください。

○消費生活専門課長 確認させていただきます。本日は、石川委員から欠席の御連絡をいただいております。委員総数24名中23名の委員に御出席いただき、被害救済委員会運営要綱第7第2項に規定されております「委員の半数以上の出席」という定足数の要件を満たしており、総会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

○村会長 次に、本委員会については、参考資料③にあります運営要綱第15により、原則として公開としています。

本日は、傍聴や報道の方もお見えになっておりますが、あらかじめ申し上げますが、本委員会開催のお知らせで予告しておりますとおり、会議次第「3 議題」以降につきましては非公開を予定しておりますので、御了解ください。

次に、前回総会以降に委嘱されました委員の紹介を事務局からしてください。

○消費生活専門課長 前回昨年2月に総会がございました。その総会以降に御就任いただきました委員を御紹介申し上げます。

お手元の資料1「委員名簿」をごらんください。事業者委員に1名交代がありましたので、御紹介いたします。

佐藤成知委員でございます。

○佐藤委員 佐藤です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○消費生活専門課長 佐藤委員は、昨年8月に篠崎公貴委員の御退任に伴い御就任いただきました。東京都消費生活条例第29条第3項に基づき、任期は前任者の残任期間となりますので、平成30年1月9日までとなります。

なお、本日の出席者につきましては、机上に座席表を配付させていただきましたので、御確認ください。

○村会長 それでは、初めに、中嶋生活文化局長から御挨拶をお願いいたします。

○生活文化局長 皆さん、こんにちは。生活文化局長の中嶋でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、当総会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会には、これまでさまざまな紛争の処理をお願いし、委員会から示された考え方や提言は、消費者被害の救済や防止に大きな成果を上げてまいりました。これも、ひとえに委員の皆様方の御尽力によるものと改め

て御礼申し上げます。

さて、消費生活相談では、近年、インターネット通信サービスに係る相談がふえておりますが、サービスや契約の内容が複雑なことから、現場での相談対応に苦慮しております。本委員会におきましては、昨年、「モバイルデータ通信契約の強制解約に係る紛争」や「光回線契約に伴う心当たりのないオプションサービスに係る紛争」の解決に当たりまして、紛争解決の考え方をお示しいただきました。おまとめいただきました報告書は、東京都内だけでなく、全国の消費生活相談の現場で、同種の紛争の解決に役立っております。また、委員会の報告は、消費者に向けての注意喚起にもなり、消費者被害の未然防止にもつながっております。

昨年12月に策定いたしました「都民ファーストでつくる『新しい東京』2020年に向けた実行プラン」では、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の3つのシティを実現することとしておりますが、安全・安心な「セーフ シティ」の実現は、都民の希望と活力の大前提となるものでございます。

また、東京都消費生活対策審議会におきまして、「東京都消費生活基本計画及び東京都消費者教育推進計画の改定について」を議論いただいております。その中で、「消費者被害の救済の充実」を平成30年度から5年間の消費生活行政の政策の柱の一つとするよう求められております。

こうしたことを踏まえまして、来年度の予算案に、集団的消費者被害回復訴訟制度を円滑に実施するための、特定適格消費者団体への財政支援を盛り込んだところでございます。

東京都は、これまで以上に消費者被害の救済の充実を図り、都民の消費生活の安全・安心の実現に向けて、全力を挙げて取り組んでまいります。

委員の皆様におかれましては、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○村会長 中嶋局長は、他の公務があるため、ここで退席されます。

(生活文化局長退室)

○村会長 次に、事務局から、本日の資料の確認をお願いいたします。

○消費生活専門課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

会議次第の下に資料をクリップでとめてございますので、ごらんいただきたいと思っております。資料は1から5まで、参考資料は1から4まででございます。

まず、資料1が委員名簿です。

資料2が幹事・書記名簿。

資料3が平成28年度東京都消費者被害救済委員会の実績、いわば総括表でございます。

資料4が平成28年度に紛争処理結果の報告を行いました3件の報道発表資料。

資料5が付託に関する報道発表資料、4件でございます。

続きまして、参考資料です。

参考①が消費生活条例の抜粋。

参考②が条例施行規則の抜粋。

参考③が消費者被害救済委員会運営要綱。

参考④がその運営要領となっております。

以上でございますが、不足しているものはございませんでしょうか。資料のとじの乱丁など、途中でお気づきになりましたときには、いつでも事務局にお声をかけていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

そのほかに、参考といたしまして、机上には、おなじみカモかものキャラクターのクリアファイルに当センター発行のさまざまなリーフレットやグッズを入れて置かせていただきました。お持ち帰りいただければと思っております。

以上でございます。

○村会長

不足はございませんか。大丈夫ですか。

それでは、会議次第により、本日の議事を進行いたします。

初めに、東京都消費者被害救済委員会の今年度の活動状況について、事務局から報告してください。事務局からの報告後、次の議題に入りまして、各事件の処理結果や審議状況について、各部会を担当された委員からお話しいただきます。

○消費生活専門課長 改めまして、御挨拶申し上げます。当委員会の事務局を担当いたします消費生活専門課長の西尾と申します。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、御報告させていただきます。

資料3をごらんください。平成28年度の被害救済委員会の処理実績でございます。現時点で7件の処理となっております。このうち1番が前年度からの継続案件で、平成28年5月に報告がされたもの、2番以降の6件が28年度に新たに付託した案件となっております。なお、6番と7番につきましては、先週1月31日に付託したばかりの案件でございます。

表の中央あたり、付託依頼機関の列をごらんください。5番の第75号案件につきましては、足立区からの付託案件でございました。また、第76号案件につきましても、4名の申立人中1名が北区に相談をなされた方でご

ございました。委員会事務局では、区市町村センター所長会などで被害救済委員会の制度の仕組みを御紹介したり、あるいは事務局職員が各センターを訪問して説明したりするなど、新規の付託に向けた働きかけに努めているところでございます。

次に、一番右の処理結果の列をごらんください。先週付託したばかりの6番と7番を除く5件のうち、4番と5番の2件は、まだ審議中でございます。1番から3番は処理が終了しておりますが、この3件のうち2件があっせん解決、1件があっせん・調停不調でございました。

審議経過等の詳細につきましては、この後、各部会から御報告いただくことと存じますので、私からの実績報告は以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○村会長

次に、次第の「3 議題」に入ります。

冒頭でも申し上げましたが、本委員会は要綱第15により公開が原則ですが、本日の議題である「各事件の審議経過等の報告」以降については、運営要綱第15の1ただし書きのあっせん案・調停案の検討もしくはそれに準ずる場合に当たりますので、この議題以降について、御異議がなければ非公開としたいと思っております。

また、会議録についても、同要綱第15の2により公開が原則ですが、申立人や事業者が特定される情報が含まれますので、同要綱第15の2ただし書きにより、非公開の取り扱いとしていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○村会長

それでは、そのようにさせていただきますと思います。

これより非公開とさせていただきますので、傍聴の方、報道の方におかれましては、恐れ入りますが、御退室をお願いいたします。

(傍聴者・報道関係者退室)